

雨水浸透阻害行為の対策事例について

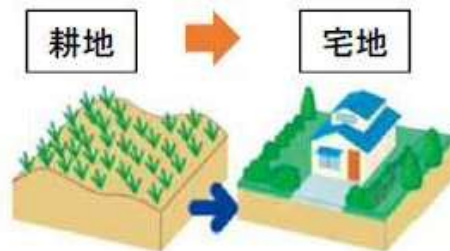
1

千葉県河川整備課

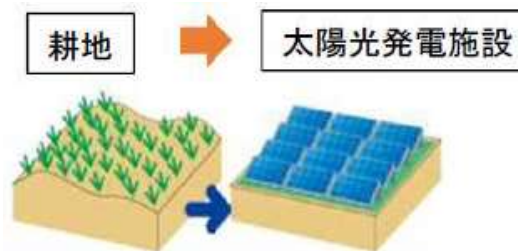
- 特定都市河川に指定されることにより、
雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、
知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。
（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、
雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、
流出を抑制する対策を求めるものです）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない（次頁のとおり））

- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



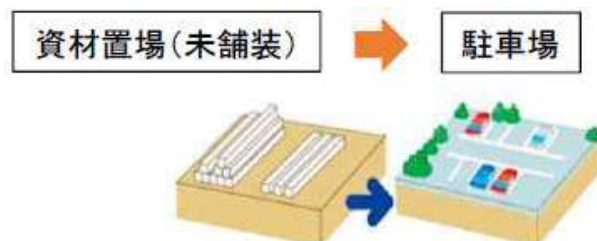
- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ ローター等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：

宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：

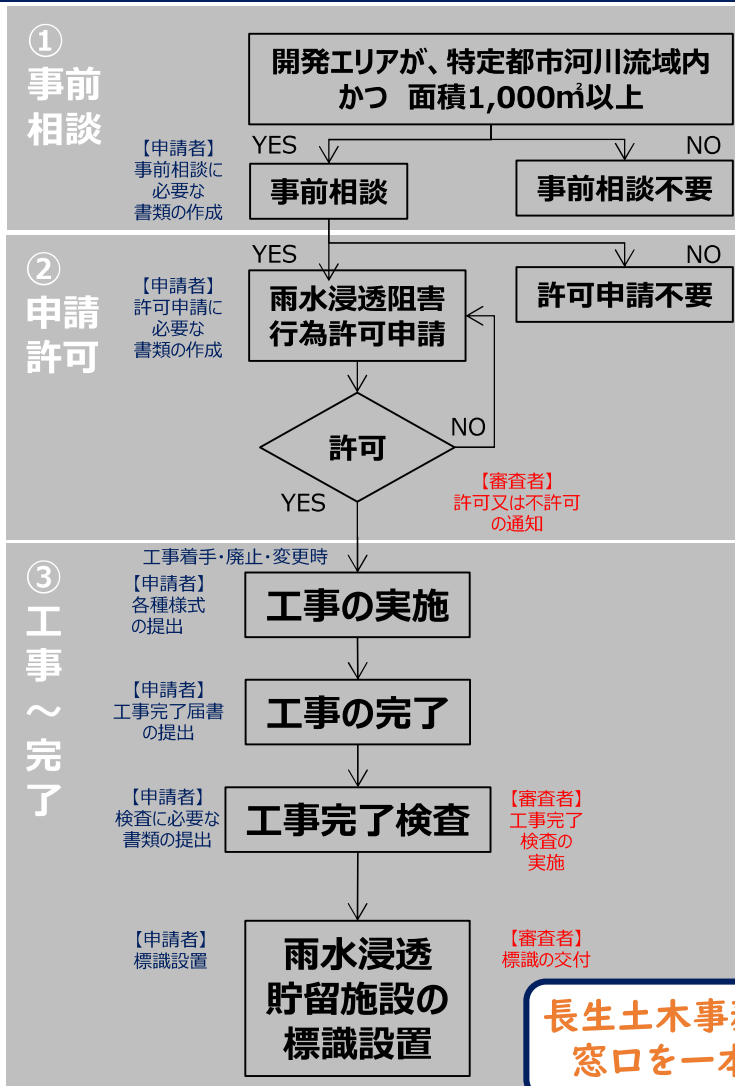
山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

一宮川流域の特定都市河川指定について

3

- 一宮川流域が特定都市河川流域に指定され、雨水浸透阻害行為（面積1,000m²以上）に対して、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられた。

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



長生土木事務所に
窓口を一本化！

許可申請状況

件数	事前相談	許可申請	許可	完了
茂原市	19	12	10	4
一宮町	9	4	4	1
睦沢町	1	1	1	0
長生村	1	0	0	0
長柄町	3	3	1	0
長南町	4	1	1	0
合計	37	21	17	5

R7.3現在

茂原市早野



雨水貯留浸透施設
(駐車場地下)



未舗装地から宅地になった場合の対策例

問い合わせ先／千葉県 長生土木事務所 調整課
TEL 0475-26-3702

「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>